

下関市入札監視委員会規則第5条第9項に基づき、次のとおり公表します。

入札監視委員会（第63回）議事概要

開催日時	令和7年（2025年）11月27日（木）14:00		
場所	下関市役所本庁舎西棟5階大会議室		
委員	今村 俊一（弁護士） 香月 豊文（一級建築士） 藤本 博美（ファイナンシャルプランナー） 村上 俊秀（高等学校教諭） 足立 俊輔（大学教授）		
審査対象期間	令和7年4月1日～令和7年9月30日		
審査対象総件数	244 件	(抽出工事名称)	
及び 抽出 対象 件数 案	一般競争入札	167 件	下関市立向山小学校ほか12校特別教室空調設備設置工事 東部排水区雨水渠布設工事(第3工区)
	随意契約	77 件	火の山公園山頂トイレ新築建築主体工事
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	別紙のとおり		
指名停止措置の運用状況報告	2件4者		
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし		

別紙

意見・質問	回答
下関市立向山小学校ほか12校特別教室空調設備設置工事	
41ページ抽出事案説明書のA等級総合評点850点以上ということだが、以前と配点は変わったのか。工種で違うのか。	工種によってA等級、B等級、C等級の配点が異なっている。 この度の管工事についてはA等級、B等級、C等級の3つに分かれており、A等級が850点以上、B等級が650点から850点未満、C等級が650点未満という形で点数が異なる。
東部排水区雨水渠布設工事（第3工区）	
工事部分について、今回の施工場所だが中間部分は既に工事は済んでいるのか、それともこれからか。	過年度に完了している。
上端を後に行う理由は施工上の理由か。	過年度に完了している場所に県道が横断しており、電線共同溝の高さが分かっていなかったため、そこから着手し、順をおって工事を行った。(電線共同溝が)工事間の中央部にあったため、その高さを確定させて工事を進めた。
入札者の数について。まず間の管のところ(の工事)は同じ会社が行うのか。契約がちがうため、違う会社が行っているのか。	令和4年度から別々に発注しており3か年度目になるが、たまたま受注者は同じ業者である。
入札の業者の数で1者が辞退ということだが、なかなか見つけるのが難しいのか。	県道を大きく規制して施工するため、交通規制の件もあり、施工条件から手を挙げる人が少なかったのではないかと思っている。
そういう部分もあったから辞退がでたと考えていいか。	よろしいかと。

<p>総合評点の上限は何点か。</p>	<p>市内の業者に関しては 900 点以上が上限。</p>
<p>加点であるが上限の定めはないのか。どのような採点の仕方か。</p>	<p>工事の金額によって、その都度合わせている。総合評価の金額について 5,000 万円以上の工事については下水道の場合は 900 点以上を条件としている。</p> <p>水道施設の場合は 800 点以上としている。</p>
<p>総合評点とはどのような仕組みか。</p>	<p>総合評点は建設業法上、経審(経営事項審査)を受け、その点数がベースとなっている。あとは各工事の実績を点数化して点数をつけて、等級を分けている。</p>
<p>点数は各工事種別によって違うのか。</p>	<p>そうです。市長部局でいえば、土木一式、建築、電気工事、管工事というのは等級付けしている。工種については公告の際に点数をベースに入札参加する業者が競争性のある点数のところで入札をしているという流れになっている。</p>
<p>建築関係だけ等級と総合評点の制限がかかるのか。</p>	<p>等級付けをしているのは土木一式、建築、電気工事、管工事の 4 業種だけ等級付けしている。</p>
<p>火の山公園山頂トイレ新築建築主体工事</p>	
<p>元々入札をされて 2 回不調で随意契約をおこなっているが、入札の時に予定価格と調査基準価格を算出し、随意契約の時点でも予定価格はそのままだと思うが、見積等比較価格とはどのように決定するのか。</p>	<p>予定価格は税込み価格で、その税抜き価格を見積等比較価格としている。依頼した 3 者の事業者から税抜き価格を記入した見積書を提出していただき、見積比較をしている。</p>
<p>見積依頼者数 3 者はどのように選</p>	<p>どの業界、工種も技術者が非常に</p>

<p>ぶのか。</p>	<p>不足していること、2回不調になっていることも踏まえてランクが高いA等級の業者から3者選んだ。</p>
<p>見積合わせをした2者の事業者の辞退の理由は何か。</p>	<p>建設工事、営繕工事は、公共工事だけの受注ではないため、業者の手持ちの工事が多く参加されなかつたのか、理由までは追及していない。結果的に応札はなかつた。</p>
<p>随意契約の場合は市で適當と思われる業者、この場合でいうと3者を選定して見積合わせを実施し、そのうちの2者が参加せず、応札があつた1者に決まつたということか。</p>	<p>はい。A等級で実績があることを踏まえて事業者を選定し依頼するが、工事は市内技術者が不足している状況である。特に営繕系の事業では不足していることもあるため、見積依頼しても辞退されることが増えている傾向にある。結果的に1者しか応札がなかつたが、見積依頼業者は何者に見積依頼を行つたかは知り得ないので、競争性は担保されていると考えている。</p>
<p>入札公告の落札者の決定方式について「一抜け方式の適用」とあるが、どのような制度か。</p>	<p>一抜け方式については落札決定順位というものがある。今回の工事は同規模の工事を3件同時に発注している。一抜け方式の場合、同様の工種で同規模程度のものであれば業者が全ての工事に応札する場合がある。その場合に、1つの業者が全て落札するのではなく、応札した業者が、それぞれの工事を順番に落札できる制度。例えば、一抜け方式の工事案件に3者が応札した場合は、最初に落札決定順位1位の工事を落札した業者は、2番目、3番目の順位の工事の落札者とはならない仕組みとなっている。受注機会の確保と過大受注による工事品質の低下防止というところ</p>

<p>各業者に分散するというのは良いことだと思う。先ほどの別の案件も同じようなケースと思うが、一抜け方式ができるのか。</p> <p>一抜け方式はいつからできた制度か。</p>	<p>に重きを置いて、この制度を行っている。</p> <p>公告時期や工期が違う。この工事は工期も同じであった。</p> <p>平成31年4月1日から運用している。</p>
<p>その他</p>	
<p>不調による随意契約が最近出ているが、原因は何だと考えるか。</p>	<p>業界での技術者が不足していること、高齢化して新しい人がなかなか入って来ないが、工事を行うためには技術者がつかないといけないこと、また、工事規模が大きくなれば専任としなければならないこともある。下関だけではなく全国的な問題にもなっていると思っている。</p>
<p>積算の段階において人件費等、働き方改革の観点から何か変わったということはあるか。</p> <p>人件費は積算の段階では上がらないのか。</p>	<p>国が昨年度から時間外の上限規制を始めている。また、4週8休、週休2日制が始まっている。それらの制度が始まることによって働き方改革もあり、より余裕期間のある工期での発注、柔軟な工事の発注をしてほしいという話を業界から聞いている。</p> <p>週休2日を導入した業者については諸経費の調整を行い、増額変更している。</p>
<p>審議</p>	
<p>抽出事案3件について、特段の意見等なし</p>	